

愛玩動物看護師に求められる役割等についての構成員提出意見（概要）

《3-3 制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇についての留意事項》

＜全般＞

- 今後多くの国家資格取得者が輩出されることは望ましいが、社会的信頼性の確保のためにも、試験やカリキュラムのレベルを下げるべきではない。
- 法律が本格施行される時期から最初の国家資格が行われるまで愛玩動物看護師は存在しないこととなるため、業務独占の部分で動物病院経営に支障が出ないように配慮が必要。
- 令和3年度の政省令等の制定については、大学、養成所、指定試験機関等で相当の準備期間が必要となることから早急に制定すべき。
- 第1回目の予備試験及び国家試験は遅くとも令和5年3月までに実施すべき。
- 獣医師国家試験と同様に、3月に卒業見込みの学生もあらかじめ講習会を受講させた上で受験可能とすべき。
- 養成所の修得期間が3年になったことを踏まえ、教育内容の高度化・充実化を図るべき。
- 法の運用や解釈について農林水産省と環境省の役割分担を明確にすべき。
- 業務範囲等についての5年ごとの見直しプロセスが必要。
- 情報発信が重要であり、各地での説明会開催や都道府県や動物病院等を介した迅速な情報共有体制の構築が必要である。
- いかにして唯一無二の専門職を確立するかが重要であり、「あるべき姿」やロードマップを作り、社会の理解や共感を得ていくことが必要。

＜講習会・予備試験の実施体制について＞

- 新型コロナウイルス感染症対応、地方在住者、勤務しながら資格取得を目指す現任者のことを考慮すれば、時間的・経済的制約への配慮が必要であり、講習会や予備試験について会場数や実施回数のほか、夜間での実施やオンラインの活用などについて検討する必要がある。

- eラーニングを活用することで、反転授業や事前事後学習の充実による学修の深化、時間的余裕の確保、専門的識見を有した講師の不足などの問題に対しても適切に対応することができるという利点を有する。
- 技術的な側面で実習が必須となるものも出てくることを考慮すべき。
- 講習会は、要件を満たす大学や養成所のほか講習会を適正に実施することが可能な機関に委託して、円滑に実施する必要がある。

<認定動物看護師有資格者等への配慮について>

- 認定動物看護師の資格を持つ現任者や動物看護学教員は、その知識と技能を考慮し講習会や予備試験で一部免除などの優遇措置の仕組みがあることを望ましい。

<既卒者・在学者の特例措置について>

- 特例措置の対象となる大臣指定科目や都道府県知事指定養成所については、認定動物看護師試験の受験資格校のすべてを指定し、未就学者と異なる運用をすべき。

<現任者の特例措置について>

- 現行の動物看護師が愛玩動物看護師の国家資格を得るハードルを極端に高くしないことが望ましい。
- 動物病院に勤務する者が受験するためには一斉に病院を不在にしなければならない事情や、時間や費用面で大きな負担があることを考慮すべき。

<実務経験について>

- 実務経験5年の換算方法は、従事日数と期間を組み合わせる換算すれば良いと考える。
- 実務経験の証明方法については、雇用者の獣医師等によることが考えられる。

<処遇について>

- 国家資格によって得られる職能技能の品質の向上と職能範囲の拡大によって顧客満足度を上げるという観点を持つことが重要である。
- 労務管理や企業法令遵守など、企業活動を行う側の視点や知識についても国家資格者は理解しておく必要がある。
- 男性動物看護師の生涯賃金を支えることができる程度の給与体系が必要。

- 動物病院の収益に貢献してこそという観点から訪問介護についても検討すべき。

<国家資格取得後について>

- 国家資格取得後においても手技や実技についての最新情報が得られるよう、研修制度を設ける必要があるのではないか。